

政策随意契約の締結結果

京都市契約事務規則第27条の2第1項第3号に基づき、以下のとおり公表します。

No.	調達件名	契約締結日	発注課		契約の相手方	契約金額 (単位：円)	契約理由	
			局名	所属名			随意契約の理由	相手方の選定理由
1	令和6年度西京区総合庁舎【西庁舎】【東庁舎】庁舎清掃業務委託	R6.4.1	西京区役所	地域力推進室 総務・防災担当	特定非営利活動法人京都ほっとはあとセンター	4,712,400	政策随意契約対象者(障害者就労施設等)名簿登録されているため	清掃が受注可能な役務であったため
2	(単価契約) 七瀬川河床清掃委託	R6.4.1	建設局	河川整備課	特定非営利活動法人京都高齢者福祉事業団	3,173,280	当該業務を委託することにより、高齢者の社会参加を促進し、生きがいを支えるという政策目標を達成できるため。	以下の条件にあてはまる相手先から見積書を提出させたところ、左記の者の見積額が最も低額であったため。 ①地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する団体等であること。 ②同号に該当する団体の内、障害者支援施設及び高齢者福祉施設であること。
3	(単価契約) 高瀬川スクリーン等清掃作業委託	R6.4.1	建設局	河川整備課	特定非営利活動法人京都高齢者福祉事業団	2,583,900	当該業務を委託することにより、高齢者の社会参加を促進し、生きがいを支えるという政策目標を達成できるため。	以下の条件にあてはまる相手先から見積書を提出させたところ、左記の者の見積額が最も低額であったため。 ①地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する団体等であること。 ②同号に該当する団体の内、障害者支援施設及び高齢者福祉施設であること。
4	京都市中京区総合庁舎清掃業務	R6.4.1	中京区役所	地域力推進室	特定非営利法人京都ほっとはあとセンター	5,693,545	当該業務を委託することにより、障害者の就労支援を推進するという政策目的を達成できるため。	共同窓口において、以下の条件に当てはまる団体の価格比較を行った。 ①地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する団体等であること。 ②同号に該当する団体のうち障害者支援施設等であること。
5	元西陣小学校ほか16校清掃業務委託	R6.4.1	教育委員会事務局	学校統合推進室	公益社団法人京都市シルバー人材センター	3,280,000	当該業務を委託することにより、高齢者の社会参加を促進し、生きがいを支えるという政策目標を達成できるため。	以下の条件にあてはまる相手先から見積書を提出させたところ、左記の者の見積額が最も低額であったため。 ①地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する団体等であること。 ②本市の「生活困窮者就労訓練事業を行う施設との地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に基づく随意契約締結基準」に基づく認定を受けた団体等、又は同号に該当する団体のうち高齢者支援を事業内容とする団体である事。

政策随意契約の締結結果

京都市契約事務規則第27条の2第1項第3号に基づき、以下のとおり公表します。

No.	調達件名	契約締結日	発注課		契約の相手方	契約金額 (単位：円)	契約理由	
			局名	所属名			随意契約の理由	相手方の選定理由
6	臨時窓口閉鎖期間における 来庁者案内等業務	R6.4.11	行財政局	税務部 資産税課	公益社団法人京都 市シルバー人材セン ター	3,211,824	当該業務を委託することにより、高齢者の社会参加を促進し、生きがいを支えるという政策目標を達成できるため。	以下の条件にあてはまる相手先を選定した結果、対象となる相手先が当該団体のみであったため。 ①地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する団体等であること。 ②高齢者福祉の増進に関する事業を行う団体等であること。
7	京都市洛西総合庁舎清掃 業務	R6.4.1	西京区役所 洛西支所	地域力推進室	特定非営利活動法 人らくさいけあーねっ と	2,706,000	当該業務を委託することにより、障害者の就労支援を推進するという政策目的を達成できるため。	以下の条件にあてはまる相手先から見積書を提出させたところ、左記の者の見積額がもっとも低額であったため。 ①地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する団体等であること。 ②障害福祉の増進に関する事業を行う団体等であること。
8	北沓掛第五公園清掃作業 等委託	R6.4.1	建設局	西京土木みどり 事務所	公益財団法人京都 市シルバー人材セン ター	2,086,200	当該業務を委託することにより、高齢者の社会参加を促進し、生きがいを支えるという政策目標を達成できるため。	以下の条件にあてはまる相手先を選定した結果、対象となる相手先が当該団体のみであったため。 ①地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する団体等であること。 ②高齢者福祉の増進に関する事業を行う団体等であること。